

2019 ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム「オフィシャルサポーターズ」 会員規約

一般社団法人さいたまスポーツコミッション(以下「当法人」という。)が募集する 2019 ツール・ド・フランスさいたまクリテリウムオフィシャルサポーターズ(英文表記:2019 TOUR DE FRANCE SAITAMA CRITERIUM Official Supporters(以下「オフィシャルサポーターズ」という。))へ申込みいただく前に、以下の会員規約を必ずお読みください。

オフィシャルサポーターズへは、本規約に同意いただいた方のみがお申込みできます。

1.(定義)

第1条 オフィシャルサポーターズとは、当法人が募集するオフィシャルサポーターズの各種会員のことをいう。

2.(目的)

第2条 オフィシャルサポーターズは、日本若しくはその他国又は地域に在住する個人、法人、団体及び個人事業者等によって構成され、J:COM presents 2019 ツール・ド・フランスさいたまクリテリウムを支援することを目的とする。

3.(規約)

第3条 本規約は、オフィシャルサポーターズを運営する当法人が提供するオフィシャルサポーターズ会員向けサービス(以下「本サービス」という。)の基本的事項を規定する。

2 本規約とは別に利用規約を定めた場合も、この会員規約を構成する一部とし、会員は、すべて本規約に同意したものとみなすものとする。

4.(会員種別及び会員加入費等)

第4条 会員種別及び会員加入費は次のとおりとする。

- (1) オフィシャルサポーターズ「法人サポートプラン」 会員加入費 50,000 円(消費税込)/1 口
- (2) オフィシャルサポーターズ「選手ふれあいプラン」 会員加入費 100,000 円(消費税込) /1 口
- (3) オフィシャルサポーターズ「レース満喫プラン」 会員加入費 100,000 円(消費税込)/1 口
- (4) オフィシャルサポーターズ「スタート/フィニッシュエリア観戦プラン」 会員加入費 30,000 円(消費税込) /1 口
- (5) オフィシャルサポーターズ「アリーナスタンド観戦プラン」 会員加入費 10,000 円(消費税込) /1 口
- (6) オフィシャルサポーターズ「コース沿道観戦プラン」 会員加入費 5,000 円(消費税込)/1 口

2 当法人は、会員加入費以外の利用料金の支払いを要する有料サービス又は物品販売を行う場合について、別途その利用料金を定めてオフィシャルサポーターズ会員に明示するものとする。

3 第1項の会員加入費の支払いに必要となる振込手数料、会員特典発送に係る費用及びその他の費用(第1項に規定する会員加入費と合わせて以下「会員加入費等」という。)は、会員が負担するものとする。

4 当法人は、原則としていかなる場合でも納付された会員加入費等は返還しないものとする。

5 当法人は、会員から請求があったときは、当法人が定める内容での領収書を交付するものとする。

5. (本サービス利用契約の成立)

第5条 本サービスの利用契約(以下「本契約」という。)は、次のすべてを満たす方に対し、当法人からのメール連絡又はその他の方法にて利用申込者に決済完了を通知することによって入会を承諾したものとみなし、この通知をもって本契約は成立するものとする。

- (1) それぞれの会員種別に定められた申込み及び会員加入費等の支払いを、所定の手続きに従い、これを完了したこと。
 - (2) 本規約に同意していること。
 - (3) インターネットをご利用されない方又は十分な通信の環境が整っていない方は、情報伝達の遅れ、会員特典の一部又は全部を受けられないことや本サービスに関する十分なお案内ができないことに同意していること。
 - (4) 会員特典の転売や商業目的等の利用はしないことに同意していること。
 - (5) 過去に当法人により申込み資格を取り消されたことのないこと。
 - (6) 申込みの際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、虚偽の申告がないこと。
 - (7) 当法人の判断により、オフィシャルサポーターズへの入会を認められない場合、利用申込みをお断りする場合があることに同意していること。
 - (8) 本サービスのうち、各種参加型会員特典(イベント等への参加)のサービスを受ける場合は、自己の責任と費用で会場まで来場することに同意していること。
 - (9) 本サービスのうち、各種参加型会員特典(イベント等への参加)のサービスを受ける場合に、画面への映り込み等メディアに出演する可能性に同意していること。
- 2 未成年者がオフィシャルサポーターズへの申込みを希望する場合は、その保護者(親権者又は法定代理人)の同意を必要とし、当法人は申込みを希望する未成年者の保護者の同意を得るため、必要な氏名など最小限の情報の提供を求めることができるものとする。

6. (会員資格期間)

第6条 オフィシャルサポーターズの会員資格期間は、本サービス利用契約通知日から令和2年2月28日とする。

- 2 オフィシャルサポーターズ募集の期間途中で申込みをした場合、締切りを設けた会員種別や期間を限った会員種別の一部又は全部に申込みができないことを了承したうえでの応募となる。
- 3 当法人は、会員が本規約に違反する行為を行ったと判断した場合、何らの通知をせずに、任意でオフィシャルサポーターズ会員資格を取消することができるものとし、オフィシャルサポーターズ会員資格が取消された会員に対しては、いかなる場合でも納付された会員加入費等は返還しないものとする。
- 4 会員資格は、会員に一身専属するものとし、当法人は、会員の死亡(法人の場合は清算手続きの開始)を知り得た時点をもって、何らの通知をせずに、任意でオフィシャルサポーターズ会員資格を取り消すことができるものとする。その場合、会員及びその相続人等に対して、いかなる場合でも納付された会員加入費

等は返還しないものとする。

7.(本サービスの利用と変更)

第7条 会員は、当法人が提供する本サービスを利用することができる。

2 本規約及び本サービスの内容は、当法人が定めるものとし、これを随時変更することができ、会員はあらかじめこれを承諾するものとする。

3 当法人は、会員への通知又は承諾を得ることなく、会員資格期間中といえども、任意にオフィシャルサポーターズの組織名称、会員加入費等の設定、会員加入費等の支払方法の種類及び本サービスを随時変更することができるものとし、会員は変更後の本サービス等を受けるものとする。ただし、会員が変更後の本サービス等を受ける事を拒否し、その意志を明示又は会員資格期間中に退会した場合においても当法人は責任を負わず、いかなる場合でも納付された会員加入費等は返還しないものとする。

4 当法人は、会員への通知又は承諾を得ることなく、会員資格期間中といえども任意に本サービス等の一部を終了し又は中止することができるものとする。ただし、会員がそれを拒否しその意思を明示又は会員資格期間中に退会した場合においても、当法人は責任を負わず、いかなる場合でも納付された会員加入費等は返還しないものとする。

8.(会員の責務)

第8条 会員は、本規約の規定、利用案内及び注意事項など、当法人が通知する事項を遵守することとし、オフィシャルサポーターズ及び当法人の活動及び業務を妨害する行為をしてはならない。

9.(会員資格譲渡等の禁止)

第9条 会員は、オフィシャルサポーターズの会員特典及び本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者(以下「第三者」という。)に対しても貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定及びその他の担保に供する等の行為はできない。

2 前項の規定に違反した場合は、会員資格を停止し、それを譲り受けた第三者の会員資格も無効とする。

10.(会員情報の変更)

第10条 会員は、住所、電話番号及び電子メールアドレス等の届出の内容に変更があった場合、速やかにその内容を、自らの会員情報登録ページ、当法人へのメール(info@criterion.jp)又は電話連絡(03-6672-5688)により変更することとする。

2 会員は、住所の変更に際して、郵便局に対して転居届を提出する等、当法人から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等をすべて負担するものとする。

3 婚姻等による姓の変更等、当法人が特別に承認した場合を除き、会員は、入会申込時の届出内容である氏名を変更することはできないものとする。

4 入会申込時の届出内容及び第1項に規定する変更の届出に関する責任は、すべて会員が負うものとし、

それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達、その他の不利益に関して、当法人は一切の責任を負わないものとする。

5 2 回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当法人はその原因が解消されるまで送付物の発送を停止する。

11.(会員資格の取消)

第 11 条 当法人は、会員の入会承認後に、会員が次の各号のいずれかに該当していることが判明した場合、会員に事前に通知することなく、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取消することができるものとし、いかなる場合でも納付された会員加入費等は返還しないものとする。

- (1) 入会申込内容に虚偽の記載、誤記又は記入漏れ等がある場合
- (2) 入会申込者が存在しない場合
- (3) 入会申込者の承諾なくして他者が申込んだ場合
- (4) 入会申込者が次に該当する場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年 5 月 15 日 法律第 77 号)第 2 条の暴力団、又はこれに類する反社会的団体(以下「暴力団等」という。)に所属する者(以下「暴力団員等」という。)

イ 暴力団等及び暴力団員等と組織上又は業務上の関係を有するもの又は当該関係を有する団体に所属する者

ウ 暴力団員等に対し、資金その他の便益を提供し又は社会的に相当と認められない密接な関係を有する者と当法人が認める場合

- (5) 入会申込時において、未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合
- (6) 本規約に違反した場合
- (7) その他、会員として不適当であると当法人が認める場合

12.(退会)

第 12 条 会員は、会員資格期間途中で当法人への連絡にて随時所定の手続きを行うことで、利用契約を解約し、オフィシャルサポーターズを退会することができるものとする。

2 会員は、退会と同時に会員資格に付随するすべての諸権利を喪失するものとし、いかなる場合でも納付された会員加入費等は返還されないものとする。

13.(禁止事項)

第 13 条 会員は、本サービスの利用に伴い、次の各号の行為を行うことはできない。

- (1) オフィシャルサポーターズの運営又は本サービス運営を妨害する行為
- (2) 会員が公の利益又は社会的利益を妨害する目的で本サービスの利用を計画又は実行する行為
- (3) 本サービスの安定した運営を妨害する目的で多量の情報を伝送する行為
- (4) 情報通信設備の誤作動や情報の破壊を誘発させるコンピュータウィルスプログラムを流布する行為
- (5) 当法人、オフィシャルサポーターズ、他の会員又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為

- (6) 他人の個人情報等を盗用し、又は不正に使用する行為
- (7) オフィシャルサポーターズの運営又は本サービスを利用することで得た情報を当法人からの書面による事前承諾なしに他のサイトに複写し、掲出等し、又は商業的に利用する行為
- (8) 営業行為、宗教団体の布教及び勧誘行為又は政治団体の宣伝行為
- (9) 会員が、本サービス又は本サービスによって得た物品(会員特典及びチケットを含む)等を転売する行為
- (10) 法令、行政指導、規約、道徳又は慣習に反する行為

2 前項に規定する行為を行った場合、当法人は、当該会員の了承を得ることなく、会員資格の停止や取消処分を行う場合がある。

3 第1項に規定する行為を支援、宣伝、推奨又は教唆すること及び前各号に定める行為と疑われる行為を行うことはできない。

14.(本サービスの停止及び終了)

第14条 当法人は、次の各号に該当する場合、本サービスの提供を中止することができるものとする。

- (1) 本サービス用設備等の保守を定期的に又は緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水又は津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、変乱、暴動、騒乱又は労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (5) その他、当法人が、本サービスの運用上又は技術上、本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
- (6) 何らかの理由によって電気通信サービスが中止された場合
- (7) その他中止が不可避な場合

2 前項の規定により本サービスを中止する場合において、保管された内容、伝送されたメッセージ又はその他の通信メッセージなどの通信データに損失が生じた場合、当法人は一切責任を負わないものとする。

3 当法人は、第1項各号のいずれか、その他の事由により本サービスの提供の遅延又は中断等が発生したとしても、これに起因する会員又は第三者が被った損害について一切責任を負わない。

4 正常な本サービス提供に問題があり、当法人が本サービスを中止しなければならない場合は、本サービス中止を事前又は事後に会員に告知し、本サービスを中止することができる。ただし、会員が告知内容を認知しなかったことに対し、当法人は責任を負わないものとする。

5 前項に規定する告知は、余儀なき事情のある場合、省略される可能性がある。

6 当法人は、本サービスを一時的に修正、変更及び中断することができ、それに対して会員及び第三者に対し、どのような責任も負わないものとする。

15.(免責条項)

第15条 当法人は、天災地変、法令又は行政指導、監督官庁の指導、事故又は不可抗力等により本サービスを提供することができない場合には、本サービス提供に関する責任を免除されるものとする。

- 2 当法人は、J:COM presents 2019 ツール・ド・フランスさいたまクリテリウムが大会中止、実施不可等の状況になった場合は、本サービス提供に関する責任を免除されるものとする。
- 3 当法人は、会員に起因する事由による本サービス利用の障害について一切の責を負わないものとする。
- 4 当法人は、会員が本サービスの利用を通じて得た情報、資料等による損害に関しても一切の責を負わないものとする。
- 5 当法人は、会員個人のネットワーク利用環境により生じる可能性のある会員間の本サービス利用の満足度の差について一切の責を負わないものとする。
- 6 当法人は、本サービス利用を通じて会員が利用するコンピュータ及びネットワーク環境において発生したどのような損害に対しても一切の責を負わないものとする。
- 7 当法人は、各種会員が本サービスの特典を受ける際に発生したどのような損害に対しても一切の責任を負わないものとし、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとする。
- 8 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合又は会員と第三者の間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当法人は、一切の責任を負わないものとする。
- 9 会員は、第三者の行為に対する疑問又は意見等がある場合は当該第三者に対し、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。
- 10 当法人は、オフィシャルサポーターズ及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとする。
- 11 当法人以外の第三者が会員に対して提供する本サービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当法人はいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとする。

16. (会員情報の取扱)

第 16 条 本サービスを通じて知り得た会員の情報は、次条に定める本サービスの運営及び提供の目的のために使用することとし、当法人は、情報の漏洩、滅失の防止、その他情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

- 2 当法人は、個人情報の取扱の全部又は一部を本サービス運営の為に第三者に委託するときは、委託契約において、個人情報の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 3 会員本人から個人情報の開示請求があった場合、当法人は、本人確認をもって開示するものとする。
- 4 当法人が求める個人情報が提供されなかった場合は、オフィシャルサポーターズの会員になることができない。

17. (会員情報の利用目的)

第 17 条 当法人等(受託業者を含む。本条において以下同様とする。)は、会員の個人情報を、本サービスを運営、提供し又は会員の同一性を確認するほか、次に定める目的に限り、これを会員期間終了後も無償で保有し利用することができるものとする。

- (1) 会員に対して、大会を運営する当法人、そこから業務を受託している株式会社博報堂 DY スポーツマーケティング及びその他当法人の指定する業者（以下「業務委託先」という。）による、当法人の活動を紹介する目的
- (2) 会員に対するアンケート調査等、当法人又は業務委託先が提供する各種本サービスに対する意見及び感想等の提供をお願いする目的
- (3) 会員に対して、当法人又は業務委託先が提供する次回以降の大会や、それに付随する関連イベント情報を含むご案内をする目的
- (4) 会員による当法人又は業務委託先の提供する本サービスの購入情報等を集計及び分析し、各種商品又は本サービスの販売促進のため統計資料を作成し利用する目的
- (5) 本サービスの受託業務を実施するため、受託業者に対し個人情報を提供する目的
- (6) 会員の同意を得て行う上記以外の個別の目的

18. (会員情報の第三者への提供)

第 18 条 当法人等(受託業者を含む。本条において以下同様とする。)は、会員の個人情報について、次に定める場合を除き、外部に開示しない。

- (1) 会員が同意したとき。
- (2) 裁判所、弁護士会、警察署、検察庁又はその他の行政庁等から、法律上の権限に基づき開示又は提出を求められたとき。
- (3) アンケート結果、その他個人識別のできない形式で開示するとき。
- (4) 会員又は公衆の生命、健康又は財産等重大な利益を保護するために必要とされるとき。
- (5) 前条に定める利用において外部への開示が予定されているとき。
- (6) その他、オフィシャルサポーターズ又は本サービスを運営及び管理するために緊急の必要があると判断するとき。

19. (準拠法)

第 19 条 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

20. (紛争解決)

第 20 条 本サービスに関して、本規約により解決できない問題が生じたときは、当法人と会員との間で誠意をもって話し合い、これを解決するものとする。なお、紛争を訴訟によって解決するときには、さいたま地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

21. (特定商取引法に基づく表示及び問合せ先)

第 21 条 特定商取引法(昭和 51 年法律第 57 号)に基づく運営主体についての表示及び問合せ先は、次のとおりとする。

- (1) 運営主体についての表示

一般社団法人さいたまスポーツコミッション

(2) 運営主体の問合わせ先

一般社団法人さいたまスポーツコミッション責任者 会長 池田純

〒330-0062

住所 さいたま市浦和区仲町 4 丁目 2 番 20 号

電話番号 03-6672-5688

(2019 さいたまクリテリウムオフィシャルサポーターズ 運営事務局内)

メールアドレス info@criterion.jp